

水産加工・流通構造改善取組支援事業助成要領

制定 平成 30 年 6 月 5 日
30 水漁第 111 号 水産庁長官承認
改正 令和 元年 5 月 17 日
元水漁第 33 号 水産庁長官承認
改正 令和 2 年 4 月 20 日
2 水漁第 7 号 水産庁長官承認
改正 令和 3 年 4 月 9 日
3 水漁第 26 号 水産庁長官承認
国産水産物流通促進センター

第 1 趣旨

本事業は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）、水産関係民間団体事業補助金交付要綱（平成 10 年 4 月 8 日付け 10 水漁第 945 号農林水産事務次官依命通知）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「規則」という。）、水産関係民間団体事業実施要領（平成 10 年 4 月 8 日付け 10 水漁第 944 号農林水産事務次官依命通知）及び水産関係民間団体事業実施要領の運用について（平成 22 年 3 月 26 日付け 21 水港第 2597 号水産庁長官通知。以下「運用通知」という。）に定めるもののほか、本助成要領（以下単に「助成要領」という。）の定めるところにより実施するものとする。

第 2 プロジェクト計画の作成・承認

- 1 漁業者、流通業者、加工業者等又はこれらの団体（以下「加工業者等」という。）が行う①漁獲量が減少し入手困難な魚種（以下「転換前対象魚種」という。）から漁獲量が豊富な魚種等の新たな魚種（以下「転換後対象魚種」という。）に加工原料を転換する取組（以下「魚種転換プロジェクト」という。）、②連携して国産加工原料の確保や新規販路の開拓等の課題に対処する取組（以下「連携プロジェクト」という。）又は③国産水産物の輸出を促進する取組（以下「輸出促進プロジェクト」という。）のプロジェクト実施者として選定された課題提案者は、その旨の通知を受領後速やかに別記様式第 1 号又は別記様式第 18 号（自らが実施するプロジェクトについての様式を用いること。以下同じ。）によりプロジェクト計画承認申請書（以下「計画書」という。）を作成して、国産水産物流通促進センター（以下「センター」という。）に提出し、その承認を受けるものとする。計画書を変更、中止又は廃止しようとするときも同様とし、その様式は、別記様式第 2 号又は別記様式第 19 号とする。ただし、別表の重要な変更の欄に掲げるプロジェクトに必要と認められる経費の項目の追加又は廃止以外の変更については、軽微な変更としてこれを除くものとする。
- 2 前項において、転換前対象魚種とは、プロジェクト実施前年から 15 年間の漁獲量の推移からして近年の漁獲量が過去の漁獲量のおおむね半分以下に減少している魚種をいう。

第 3 助成金の交付の申請

- 1 センターから計画書の承認を受けたプロジェクトの課題提案者は、プロジェクト実施者として、センターが助成金の交付の割当とともに通知する提出期限までに、センターに別記様式第 3 号又は別記様式第 20 号により助成金の交付申請を行うものとする。交付申請書の内容を変更、中止又は廃止しようとするときも同様とし、その様式は、別記様式第 4 号又は別記様式第 21 号とする。
- 2 前項において、連携プロジェクトに係る交付申請を行う場合であって、別表の連携プロジェクトに係る経費の（10）及び（11）について助成を受けようとするときは、当該機器又は資材を取得する加工業者等がプロジェクト実施者として、前項の規定に基づき交付申請を行うものとする。
- 3 プロジェクト実施者は、第 1 項の規定に基づき申請書を提出するに当たって、当該助成金に係る消費税仕入控除税額（助成対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法

律第 108 号) に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和 25 年法律第 226 号) に規定する地方消費税額を乗じて得た金額との合計額に助成率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請するものとする。

ただし、申請時において当該助成金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りではない。

第 4 助成金の交付の決定

- 1 第 3 第 1 項の規定に基づく申請を受けたセンターは、相当と認める場合には、助成金の交付を決定し、本事業に係る要領等又はこれらに規定する条件を付した上で、その旨をプロジェクト実施者に通知するものとする。
- 2 第 3 第 1 項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1 月とする。
- 3 プロジェクト実施者は、交付決定の通知によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、センターの承認を得ずに、第三者に譲渡、又は承継させてはならない。

第 5 申請の取下げ

プロジェクト実施者は、適正化法第 9 条第 1 項の規定により助成金の交付の申請を取り下げようとするときは、規則第 4 条の規定により、第 4 第 1 項の規定による交付決定の通知を受けた日から 15 日以内にその旨を記載した書面をセンターに提出するものとする。

第 6 交付決定の取消等

- 1 センターは、第 3 第 1 項の規定に基づきプロジェクトの中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる項目に該当する場合は、交付決定の全部又は一部を取り消し、又はこれを変更することができるものとする。
 - (1) プロジェクト実施者が、法令、本事業に係る要領等又はこれらの規定に基づくセンターの処分に違反した場合
 - (2) プロジェクト実施者が、助成金をプロジェクト以外の用途に使用した場合
 - (3) プロジェクト実施者が、プロジェクトに関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合
 - (4) プロジェクト実施者が助成事業の実施に関し法令に違反した場合
 - (5) プロジェクト実施者が助成金を本事業以外の用途に使用した場合
 - (6) 交付の決定後生じた事情の変更等により、プロジェクトの全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 センターは、前項の規定に基づく取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する助成金が交付されているときは、期限を付して当該助成金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 センターは、第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定に基づく取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第 2 項の規定による助成金の返還及び前項の加算金の納付については、第 10 第 3 項の規定を準用する。

第 7 助成金の概算払

- 1 プロジェクト実施者は、助成金の概算払を受けようとする場合には、別記様式第 5 号又は別記様式第 22 号により概算払請求書を作成し、センターに対し、概算払請求を行うものとする。
- 2 前項の規定に基づく請求を受けたセンターは、相当と認める場合には、プロジェクト実施者に助成金を概算払するものとする。

第 8 状況報告

- 1 プロジェクト実施者は、別記様式第 6 号又は別記様式第 23 号により、事業開始後の 6 月末、9

月末及び12月末におけるプロジェクトの遂行状況報告書を作成し、それぞれ翌月15日までにセンターに提出するものとする。

- 2 プロジェクト実施者は、プロジェクトが予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又はプロジェクトの遂行が困難となったときは、速やかにセンターに遅延届出書を提出し、その理由及びそのときまでの遂行状況を報告するものとする。
- 3 前項の規定に基づく報告を受けたセンターは、プロジェクト実施者に対し、プロジェクトの実施について必要な指示を行うものとする。

第9 事業の実績報告及び助成金の精算払

- 1 プロジェクト実施者は、センターに対し、プロジェクト終了後から1箇月を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、別記様式第7号又は別記様式第24号により実績報告書及び添付資料（第14の規定による導入した機器及び資材がある場合は別記様式第16号により作成した財産管理台帳の写し及びその他関係書類並びに第15の規定に基づき策定した管理運営規程の写し）を提出するとともに、別記様式第8号又は別記様式第25号により精算払請求を行うものとする。
- 2 第3第3項ただし書の規定に基づき交付の申請をしたプロジェクト実施者は、実績報告書を提出するに当たって、当該助成金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを助成金額から減額して報告するものとする。
- 3 第3第3項ただし書の規定に基づき交付の申請をしたプロジェクト実施者は、第1項の規定に基づき実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該助成金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第9号により速やかにセンターに報告するとともに、センターの返還命令を受けてこれを返還しなければならない。
また、当該助成金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、第10第1項の規定に基づく確定のあった翌年度の6月20日までに、同様式によりセンターに報告するものとする。

第10 助成金の額の確定等

- 1 第9第1項の規定に基づく実績報告を受けたセンターは、実績報告書等の内容を審査し、適正と認めるときは、助成金の額を確定し、その旨をプロジェクト実施者に通知するとともに助成金を支払うものとする。
- 2 センターは、プロジェクト実施者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、その額を超える部分の助成金の返還を命ずるものとする。
- 3 前2項の助成金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、センターは、期限内に納付されない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。
- 4 プロジェクト実施者は、第10第1項の規定による助成金額の確定通知を受けた後において、助成事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の助成金に代わる収入があったこと等により助成事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、センターに対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第10第1項に準じて提出するものとする。
- 5 センターは、前4項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第10第1項に準じて改めて額の確定を行うものとする。

第11 事業の成果目標

- 1 プロジェクト実施者は、第2の計画書において、事業実施年度の3年後までの各年度における、成果目標を定めるものとする。
- 2 プロジェクト実施者は、1の成果目標の達成状況について、事業実施年度の3年後までの各年度末における達成状況を、別記様式第10号により、翌年度の6月20日までにセンターに報告するものとする。
報告においては、設定した成果目標の達成状況について、その理由を分析するとともに、成果目標が達成されていない場合は、センターの指導・助言を受けるなど、成果目標の達成に努めるものとする。

とする。

ただし、当該期限までに適切に事業成果を評価することが困難であると見込まれる場合は、当該期限までにセンターに報告の予定期日及び報告が遅れる合理的な理由を届出の上、届出を行った報告予定期日までに確実に報告するものとする。

第 12 海外の付加価値税に係る還付金の額の確定における取扱

- 1 センターは、日本国外における助成事業の実施に当たり、日本国以外の行政機関により課される付加価値税相当額（以下、「海外付加価値税」という。）について助成金を交付する場合であって当該海外付加価値税について還付制度が存在するときは、還付制度の利用についてプロジェクト実施者に対して検討を求めることができる。
- 2 プロジェクト実施者は、助成事業完了時において、海外付加価値税について還付を受けている場合は、第 9 第 1 項による実績報告書において、助成金額から減額して報告しなければならない。
- 3 プロジェクト実施者は、助成事業完了後に、海外付加価値税について還付を受けた場合には、第 9 第 3 項に準じてセンターに報告するとともに、センターの返還命令を受けてその一部又は全部を返還しなければならない。

第 13 特許権等の取得報告等

- 1 プロジェクト実施者は、プロジェクト実施の結果、プロジェクトを実施した年度の翌年度以降 5 年以内に得られた技術開発の成果又は意匠が特許権、実用新案権又は意匠権（以下「特許権等」という。）のいずれかを取得する見込みがあると認めるときは、遅滞なく、当該特許権等を取得するための出願の手続きを取るとともに、別記様式第 11 号の特許権等出願届出書をセンターに事前に提出するものとする。
- 2 プロジェクト実施者は、前項の規定により特許権等を取得したときは、遅滞なく、別記様式第 12 号の特許権等取得届出書をセンターに提出するものとする。
- 3 プロジェクト実施者は、第 1 項の規定により取得した特許権等の利用又は処分する場合の手続きについては、次のとおりとする。
 - (1) プロジェクトを実施した年度及び当該年度の翌年度以降 5 年以内に特許権等を放棄しようとするときは、別記様式第 13-1 号により事前にセンターと協議するものとする。
 - (2) プロジェクトを実施した年度の翌年度以降 5 年を経過した後に特許権等を譲渡又は放棄した場合には、別記様式第 13-2 号によりセンターに報告するものとする。
- 4 特許権等を取得したプロジェクト実施者は、本事業実施期間中及び本事業終了後 5 年間、収益の有無にかかわらず、毎年度、特許権等の譲渡又は実施権の設定等に伴う収益の状況を別記様式第 14 号によりセンターに報告するものとする。

センターは、本事業実施期間中及び本事業終了後 5 年間において、特許権等の譲渡又は実施権の設定等により相当の収益を得たと認められる場合には、プロジェクト実施者に対して、次の算式によって得られた金額を国に納付させるものとする。

ただし、この納付金は、本事業に係る助成金を限度とする。

$E = (A - B) \times \frac{D}{C}$
A : 収入総額（消費税相当額を除く。） B : 支出総額（消費税相当額を除く。） C : 助成事業に要した経費 D : 本事業に係る助成金 E : 納付すべき収益額

- 5 プロジェクト実施者は、センターが事業成果を普及しようとする場合には、資料の提供等の協力をするものとする。

第 14 導入機器の管理及び処分の制限

- 1 本事業によって導入した機器及び資材（導入価格又は効用の増加価格が 50 万円以上のものに限る。以下同じ。以下単に「機器」という。）について、処分を制限する期間（以下「処分制限期間」という。）は、本体や看板等に標示板やシールを貼付する等により、本事業により導入したものである旨を明示するものとする。
- 2 プロジェクト実施者は、機器について、処分制限期間中に処分しようとするときは、あらかじめ

別記様式第 15 号により、センターの承認を受けるものとする。

- 3 第 1 項に定める機器の処分制限期間は規則第 5 条の別表に掲げるものとする。
- 4 第 2 項の規定にかかわらず、助成事業を行うに当たって、助成対象機器等を担保に供し、自己資金の全部または一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が第 3 第 1 項の規定により提出された交付申請書に記載してある場合は、第 4 第 1 項の規定による交付決定通知をもって、次の条件によりセンターの承認を受けたものとみなす。
 - (1) 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること
 - (2) 本来の助成事業の遂行に影響を及ぼさないこと
- 5 第 4 項の承認にあたっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。
- 6 プロジェクト実施者は、助成事業等が完了し又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格をセンターに報告しその指示を受けなければならない。

第 15 管理運営規程の策定

プロジェクト実施者は、センターに対し、プロジェクト終了後から 1 カ月を経過した日又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、機器の管理運営がプロジェクトの趣旨に即して適正に行われるよう、別記様式第 17 号の例により管理運営規程を定め、第 9 第 1 項に規定する実績報告書とともに提出し、これに基づいて機器の管理運営を行うものとする。

第 16 関係書類の整備

- 1 プロジェクト実施者は、別表の経費について他の経理と区分してプロジェクトに係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を、当該年度の翌年度から起算して 5 年間整備保管するものとする。
- 2 第 9 第 1 項の添付書類のうち、別記様式第 16 号による財産管理台帳及びその他関係書類については、処分制限期間が終了するまで整備保管するものとする。
- 3 前 2 項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

第 17 電子情報処理組織による申請等

- 1 プロジェクト実施者は、この助成要領の規定に基づく申請等については、当該既定の定めにかかわらず、電子メール、その他の電子計算機を用いて処理することが可能な方法（以下、「電子処理システム」という。）により行うことができる。ただし、電子処理システムにより申請等を行う場合であっても、この助成要領の既定に基づき当該申請等に添付することとされている様式の全部又は一部を書面により提出することを妨げない。
- 2 プロジェクト実施者は、前項の規定により申請等を行う場合は、この助成要領に規定する様式にかかわらず、電子処理システムにより提供する様式を用いることができる。
- 3 センターは、第 1 項の規定により申請等が行われたプロジェクト実施者に対する通知、承認、指示については、プロジェクト実施者が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、電子処理システムによることができる。

第 18 指導

センターは、プロジェクト実施者に対し、本事業の実施について必要な指導を行うものとする。

第 19 その他

この助成要領に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、水産庁及びセンターが協議の上、定めるものとする。

別表

区分	経 費	重要な変更
魚種 転換 プロ ジ エ ク ト	(1) 市場調査・商談等旅費 (2) コンサルティング経費 (3) プロモーション資材等作成費 (4) 金利 (5) 保管料 (6) 入出庫料 (7) 加工経費 (8) 運送経費 (9) 水産物の加工のために必要な機器、資材の購入費 (10) 水産物の集出荷・貯蔵・販売等に必要な機器、資材の購入費 (11) その他、魚種転換プロジェクトの実施のために水産庁長官が必要と認め た経費	経費の欄に 掲げる(1) から(11)の 項目の追加 又は廃止
連 携 プ ロ ジ エ ク ト	(1) 連携体制を構築するために要する経費 (2) 市場調査・商談等旅費 (3) コンサルティング経費 (4) プロモーション資材等作成費 (5) 金利 (6) 保管料 (7) 入出庫料 (8) 加工経費 (9) 運送経費 (10) 水産物の加工のために必要な機器、資材の購入費 (11) 水産物の集出荷・貯蔵・販売等に必要な機器、資材の購入費 (12) その他、連携プロジェクトの実施のために水産庁長官が必要と認めた経 費	経費の欄に 掲げる(1) から(12)の 項目の追加 又は廃止
輸 出 促 進 プ ロ ジ エ ク ト	(1) 海外市場調査・商談等外国旅費 (2) コンサルティング経費 (3) プロモーション資材等作成費 (4) 金利 (5) 保管料 (6) 入出庫料 (7) 加工経費 (8) 運送経費 (9) 水産物の加工のために必要な機器、資材の購入費 (10) 水産物の集出荷・貯蔵・販売等に必要な機器、資材の購入費 (11) その他、輸出促進プロジェクトの実施のために水産庁長官が必要と認め た経費	経費の欄に 掲げる(1) から(11)の 項目の追加 又は廃止

以下の別記様式において

- (注) a **には自らが実施するプロジェクト名を記載すること。
b (注)は削除すること。
c 該当しない項目には「-」を記載すること。

別記様式第1号

令和 年度**プロジェクト計画承認申請書

年 月 日

国産水産物流通促進センター
(構成員) 公益財団法人 水産物安定供給推進機構
理事長 殿

住 所
プロジェクト実施者名
代表者役職氏名

令和 年度**プロジェクト計画を下記のとおり作成したので、水産加工・流通構造改善取組支援事業助成要領(平成30年6月5日付け30水漁第111号水産庁長官承認)第2の規定に基づき、承認を申請する。

記

1 プロジェクトの実施体制等

(1) プロジェクトの実施場所

名称	(注) 複数の者で実施する場合は、すべて記載
郵便番号・住所	
電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	

(2) 主任担当者

氏名	(注) 実質的な担当者名を記載
役職	
電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	

(3) プロジェクトの関係先

関係先	(注) 関係先がある場合に記載
関係内容	
関係先担当者役職氏名	

(4) 経理責任者

氏名	(注) 助成金の経理事務を行う者を記載
役職	
電話番号	
FAX番号	
メールアドレス	

(5) 外部委託先

外部委託先	(注) 外部への業務委託がある場合に記載
委託内容	
委託を行う理由	

当該委託先の選定理由	
委託金額	

(6) 当年度における他の補助事業、委託事業への申請状況

事業名・補助金額	
事業概要	

(7) 過去3年間における補助事業、委託事業の実績

実施年度・事業名	
補助金額	
事業概要	

(8) 過去における補助事業、委託事業以外の取組状況

実施年度・取組概要	
-----------	--

(9) プロジェクト資金の調達方針

資金の内訳	(注) 金融機関からの借入や自己資金などの別について記載 自己資金：借入金＝
借入金の種類	
借入金の担保予定	

(10) 経理処理体制

<p>(注) a 処理の流れ、資金の管理方法等について記載</p> <p>(注) b 経理事務処理に携わる各担当者を記載するとともに、経理事務処理体制、事務の流れ及び内部けん制体制について、わかるように記載すること。</p> <p>c 経理担当者の経理処理に有効な資格の有無、経験年数、研修実績、内部及び外部監査の体制等を記載すること。</p> <p>d 上記項目について記載する他、事務処理体制がわかる概念図やフロー図等を記載すること。(別紙可)</p> <p>e その他特記すべき内容等があれば記載すること。</p>
--

(11) 指導員による現地指導を受けた実績

指導日	年	月	日
指導員名			

2 プロジェクトの内容

(1) 対象とする国産水産物の内容

対象水産物名	水揚地	生産水域
(注) 魚種転換プロジェクトの場合は、転換前対象魚種及び転換後対象魚種について記載すること。		

(2) 対象水産物の流通の現状・課題・対処方針

<p>(注) a 魚種転換プロジェクトの場合は、枠外2表に必要事項を記載するとともに、対象水産物の流通の現状・課題・対処方針を記載すること。</p> <p>b 輸出促進プロジェクトの場合は、プロジェクト実施者が抱えている対象水産物の輸出を促</p>
--

進する上での課題と、本取組による内容とその実施方法について記載すること。

① 転換前対象魚種の漁獲量等

転換前魚種名（漁獲海域、水揚げ地域等）：（ ）			
区分	暦年	漁獲量（トン）	備考
過去の漁獲量			注）募集要領に定めた魚種を除き、近年の漁獲量が過去の漁獲量のおおむね半分以下となっていることの説明と、出展を記載すること。 （例えば、直近5年と、それ以前の5年の漁獲量を比較）
近年の漁獲量			

②取扱実績及び計画

(注) 1 (〇〇) には、単位を記載すること。
2 △△には、魚種名を記載すること。

	年度 (〇月から〇月)	自社取扱量又は金額(〇〇)				魚種転換率(%) ($b \div a \times 100$)
		転換前 対象魚種 (a)	△△ △△	△△ △△	転換後 対象魚種 (b)	
取 扱 実 績	〇〇年度					
	〇〇年度					
	〇〇年度					
	〇〇年度					
	〇〇年度					
取 扱 計 画	〇〇年度(当年度)					
	〇〇年度(1年後)					
	〇〇年度(2年後)					
	〇〇年度(3年後)					
	〇〇年度(4年後)					
	〇〇年度(5年後)					

(3) 商品開発・販売方法等

(注) 輸出促進プロジェクトの場合は、海外における対象水産物の販売方法等について記載すること。

(4) 助成対象経費別の取組内容

(注) 「買取数量」、「予定単価」、「借入期間」、「保管期間」、「加工仕向量」、「製品出来高」「運送数量」及び「数量」の欄には、単位を記載すること。

①市場調査・商談等旅費

ア必要性

(注) 輸出促進プロジェクトの場合は、「①市場調査・商談等旅費」を「①海外市場調査・商談等外国旅費」と書き換えて記載すること。以下の「別記様式」において同じ。

イ取組の詳細

実施予定日 ・開催場所	市場調査・商談先 の名称	内容	金額	備考
			千円	(注) 備考欄には、積算の内訳を記載又は別紙で添付すること。(人数、回数、費目別単価等)
計				

②コンサルティング経費

ア必要性

イ取組の詳細

依頼予定先の名称	依頼内容	金額	備考
		千円	(注) 備考欄には、積算の内訳を記載又は別紙で添付すること。(人数、回数、費目別単価等)
計			

③プロモーション資材等作成費

ア必要性

イ取組の詳細

取組内容・方法	作成資材名・使用場所	金額	備考
		千円	(注) 備考欄には、積算の内訳を記載又は別紙で添付すること。(数量、回数、費目別単価)
計			

④金利

ア必要性

--

イ借入金の金利

買取数量	予定単価	年利%	借入期間	金額	備考
				千円	
計					

⑤保管料

ア必要性

--

イ保管経費

保管の内容	買取数量	予定単価	保管期間	金額	備考
				千円	
計					

⑥入出庫料

ア必要性

--

イ入出庫経費

入出庫の内容	買取数量	予定単価	金額	備考
			千円	
計				

⑦加工経費

ア必要性

--

イ加工経費

加工の内容	加工仕向量	製品出来高	予定単価	金額	備考
				千円	
計					

⑧ 運送経費
ア 必要性

--

イ 運送経費

運送の内容	運送数量	予定単価	金額	備考
			千円	
計				

⑨ 水産物の加工のために必要な機器、資材の購入費
ア 必要性

--

イ 機器の詳細

機器名	取組内容	数量	金額	設置場所	設置予定時期	備考
			千円			
計						

ウ 資材の詳細

資材名	取組内容	数量	単価	金額	使用場所	設置予定時期	備考
				千円			
計							

⑩ 水産物の集出荷・貯蔵・販売等に必要な機器、資材の購入費
ア 必要性

--

イ 機器の詳細

機器名	取組内容	数量	金額	設置場所	設置予定時期	備考
			千円			
計						

ウ 資材の詳細

資材名	取組内容	数量	単価	金額	使用場所	設置予定時期	備考
				千円			
計							

①その他の経費
ア必要性

--

イ取組の詳細

取組内容	金額	備考
	千円	
計		

3 実施期間、手法

(1) プロジェクト実施期間

令和	年	月	日	～	令和	年	月	日
----	---	---	---	---	----	---	---	---

(2) 手法

①新規性、先進性

<p>(注) 輸出促進プロジェクトの場合は、「①新規性、先進性」を「①輸出を促進するための手法等」と書き換えて記載すること。</p>
--

②継続性

--

4 事業の目標

(注) 目標欄には、以下の例示に従い、測定する項目を記載すること。

①成果 プロジェクト商品の販売高、プロジェクト商品の販売件数等

②波及効果 自社の総売上高、対象水産物の調達数量、対象水産物の調達金額等

目標	事業実施前	事業実施年度	1年後	2年後	3年後
(魚種転換プロジェクト)					
①成果					
・					
・					
②波及効果					
・					
・					
(輸出促進プロジェクト)					
①成果					
・					
・					
②波及効果					
・					
・					

5 経費内訳

(1) 当年度収支予算

①収入

区分	事業費 (A+B)	助成金 (A)	自己負担金 (B)
	千円	千円	千円
当年度			

②支出

(注) a 備考欄には、経費区分ごとに消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記載すること。

b 取組む経費の項目について計画する支出金額を記載すること。

c 助成対象経費の内訳（積算明細）を作成すること。（別紙可）

d 「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものチェックを入れること

- 免税事業者
- 簡易課税制度の適用を受ける者
- 地方公共団体の一般会計
- 地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における助成金等の特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの

経費	事業費 (A+B)	助成金 (A)	自己負担金 (B)	備考
	千円	千円	千円	
①市場調査・商談等旅費 （①海外市場調査・商談等外国旅費）				
②コンサルティング経費				
③プロモーション資材等作成費				
④金利				
⑤保管料				
⑥入出庫料				
⑦加工経費				
⑧運送経費				
⑨水産物の加工のために必要な機器、 資材の購入費				
⑩水産物の集出荷・貯蔵・販売等に必 要な機器、資材の購入費				
⑪その他の経費				
計				

(2) 事業実施年度から5年後までのプロジェクト収支計画

年度	収入 (A)	支出 (B)	収益 (A-B)	備考
	千円	千円	千円	
事業実施年度(令和 年度)				(注) 備考欄には、収支計画の内訳(積算明細)を記載又は別紙で添付すること。
1年後(令和 年度)				
2年後(令和 年度)				
3年後(令和 年度)				

4年後（令和 年度）				
5年後（令和 年度）				

6 経営の現況等

(1) 事業概要（令和 年 月 日現在）

製造品目（最終製品）	(注) 「製造品目（最終製品）」の欄には、製造、販売する主要な品目を記載すること。			
従業員数（うちパート）				
自社の原材料保管能力	合計	工場	延べ	設備トン

(2) 財務・業績の推移

(注) 水産業以外の事業があり、部門別会計を設置するなどにより**プロジェクトに関連した業績が明らかである場合には、関連した業績について同様の表を追加して記載すること。

		年 月期実績 (3期前)	年 月期実績 (2期前)	年 月期実績 (1期前)	年 月期見込 (当期)
財務 内容	流動資産	千円	千円	千円	
	固定資産				
	資産計				
	流動負債				
	固定負債				
	負債計				
	純資産（又は自己 資本）計				
	借入金総額				
	自己資本修正要因				
業 績	売上高				千円
	売上原価				
	売上総利益				
	営業利益				
	経常利益				
	減価償却費				

(添付資料)

以下の資料の正本又は写しを添付すること。

- ・経費内訳書（助成対象経費及び収支計画の詳細を示したもの。助成対象経費に係る見積書又はカタログの写しを添付すること。）
- ・組織概要、パンフレット、最新の事業計画等
- ・定款又はこれにかわるもの
- ・財務状況がわかる資料（直近3会計年度分の貸借対照表、損益計算書、正味財産増減計算書、収支計算書など）
- ・登記簿抄本又はこれにかわるもの

別記様式第2号

令和 年度**プロジェクト計画変更（中止又は廃止）承認申請書

年 月 日

国産水産物流通促進センター

（構成員）公益財団法人 水産物安定供給推進機構
理事長 殿

住 所
プロジェクト実施者名
代表者役職氏名

令和 年 月 日付け 第 号で承認のあった**プロジェクト計画について、水産加工・流通構造改善取組支援事業助成要領（平成30年6月5日付け30水漁第111号水産庁長官承認）第2の規定に基づき、下記のとおり変更（中止又は廃止）したいので、承認を申請する。

記

1 計画変更の理由及び変更後の取組み内容について

（注）中止又は廃止の場合は「1 計画変更の理由及び変更後の取組み内容について」を「1 中止（又は廃止）の理由」と書き換えて記載すること。

2 経費内訳

（1）当年度収支予算

（注）「2 経費内訳」については、承認を受けた内容と変更後の内容が容易に比較できるよう変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載するものとする。

また、備考欄には、経費区分ごとに消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記載すること。別紙で経費の内訳を添付すること。

①収入

区分	事業費 (A+B)	助成金 (A)	自己負担金 (B)
	千円	千円	千円
当年度	()	()	()

②支出

経費	事業費 (A+B)	助成金 (A)	自己負担金 (B)	備考
	千円	千円	千円	
①市場調査・商談等旅費 (①海外市場調査・商談等外国旅費)	()	()	()	
②コンサルティング経費	()	()	()	
③プロモーション資材等作成費	()	()	()	
④金利	()	()	()	

⑤保管料	()	()	()	
⑥入出庫料	()	()	()	
⑦加工経費	()	()	()	
⑧運送経費	()	()	()	
⑨水産物の加工のために必要な機器、 資材の購入費	()	()	()	
⑩水産物の集出荷・貯蔵・販売等に必 要な機器、資材の購入費	()	()	()	
⑪その他の経費	()	()	()	
計	()	()	()	

別記様式第3号

令和 年度**プロジェクト助成金交付申請書

年 月 日

国産水産物流通促進センター
(構成員) 公益財団法人 水産物安定供給推進機構
理事長 殿

住 所
プロジェクト実施者名
代表者役職氏名

令和 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、水産加工・流通構造改善取組支援事業助成要領(平成30年6月5日付け30水漁第111号水産庁長官承認)第3の規定に基づき、助成金円の交付を申請する。

記

1 プロジェクトの目的

--

2 プロジェクトの内容

区分	実施する内容	備考
①市場調査・商談等旅費 (①海外市場調査・商談等外国旅費)		
②コンサルティング経費		
③プロモーション資材等作成費		
④金利		
⑤保管料		
⑥入出庫料		
⑦加工経費		
⑧運送経費		
⑨水産物の加工のために必要な機器、 資材の購入費		
⑩水産物の集出荷・貯蔵・販売等に必 要な機器、資材の購入費		
⑪その他の経費		

3 経費の配分

(注) a 備考欄には、経費区分ごとに消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記載すること。

b 助成対象経費の内訳（積算明細）を備考欄に記載又は別紙で添付すること。

区分	助成事業に 要する経費	負担区分		備考
		助成金	自己負担金	
	円	円	円	
①市場調査・商談等旅費 (①海外市場調査・商談等外国旅費) ②コンサルティング経費 ③プロモーション資材等作成費 ④金利 ⑤保管料 ⑥入出庫料 ⑦加工経費 ⑧運送経費 ⑨水産物の加工のために必要な機器、 資材の購入費 ⑩水産物の集出荷・貯蔵・販売等に必 要な機器、資材の購入費 ⑪その他の経費				
計				

4 プロジェクト完了予定年月日

令和	年	月	日
----	---	---	---

5 収支予算

(1) 収入の部

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減 (△)	備考
	円	円	円	
助成金				
自己負担金				
計				

(2) 支出の部

経費	本年度予算額	前年度予算額	比較増減 (△)	備考
	円	円	円	
①市場調査・商談等旅費 (①海外市場調査・商談等外国旅費) ②コンサルティング経費 ③プロモーション資材等作成費 ④金利 ⑤保管料 ⑥入出庫料 ⑦加工経費 ⑧運送経費 ⑨水産物の加工のために必要な機器、 資材の購入費				

⑩水産物の集出荷・貯蔵・販売等に必要機器、資材の購入費				
⑪その他の経費				
計				

別記様式第4号

令和 年度**プロジェクト助成金変更（中止又は廃止）承認申請書

年 月 日

国産水産物流通促進センター

（構成員）公益財団法人 水産物安定供給推進機構
理事長 殿

住 所
プロジェクト実施者名
代表者役職氏名

令和 年 月 日付け 第 号で助成金の交付決定の通知があった令和 年度**プロジェクトについて、下記のとおり変更（中止又は廃止）したいので、水産加工・流通構造改善取組支援事業助成要領（平成30年6月5日付け30水漁第111号水産庁長官承認）第3の規定に基づき申請する。

記

- (注) 1 記の記載項目は、別記様式第3号の記の様式に準ずるものとする。
この場合において、同様式中の「プロジェクトの目的」を「変更（中止又は廃止）の理由」と書き換え、助成金の交付決定により通知されたプロジェクトの内容及び経費の配分と変更（中止又は廃止）後のプロジェクトの内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きにし、変更（中止又は廃止）前を括弧書きで上段に記載すること。
- 2 添付資料については、交付申請書に添付したものに変更がある場合についてのみ添付すること。

別記様式第5号

令和 年度**プロジェクト助成金概算払請求書

年 月 日

国産水産物流通促進センター

(構成員) 公益財団法人 水産物安定供給推進機構
理事長 殿

住 所
プロジェクト実施者名
代表者役職氏名

令和 年 月 日付け 第 号で助成金の交付決定の通知があった令和 年度**プロジェクトについて、水産加工・流通構造改善取組支援事業助成要領（平成30年6月5日付け30水漁第111号水産庁長官承認）第7の規定に基づき、下記により金 円を概算払いにより交付されたく請求する。

記

1 支払請求額

(注) a 今回請求額の金額の欄には、前回請求の日から今回請求の日までのそれぞれの経費に係る助成金の合算額を記載すること。

b 今回請求額に係る領収書又はこれに代わるものの写しを添付すること。

助成事業に要する 経費	助成金 (A)	既受領額		今回請求額		残高 A- (B+C)	プロジェ クト完了 予定年月 日	備考
		金額 (B)	出来高	金額 (C)	出来高	金額		
	円	円	%	円	%	円		
①市場調査・商談等 旅費 (①海外市場調査・ 商談等外国旅費)								
②コンサルティング 経費								
③プロモーション 資材等作成費								
④金利								
⑤保管料								
⑥入出庫料								
⑦加工経費								
⑧運送経費								
⑨水産物の加工の ために必要な機 器、資材の購入費								
⑩水産物の集出荷・ 貯蔵・販売等に必 要な機器、資材の 購入費								
⑪その他の経費								
計								

2 振込金融機関名等

金融機関名		支店	
預金種目 (どちらかに○をしてください)	普通 ・ 当座	口座番号	
口座名義 (フリガナ)			
口座名義 (漢字)			

別記様式第6号

令和 年度**プロジェクト遂行状況報告書 (月末分)

年 月 日

国産水産物流通促進センター

(構成員) 公益財団法人 水産物安定供給推進機構

理事長

殿

住 所

プロジェクト実施者名

代表者役職氏名

令和 年 月末分**プロジェクトの遂行状況を、水産加工・流通構造改善取組支援事業助成要領(平成30年6月5日付け30水漁第111号水産庁長官承認)第8の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 プロジェクトの遂行状況

区分	実施した内容	備考
①市場調査・商談等旅費 (①海外市場調査・商談等外国旅費)		
②コンサルティング経費		
③プロモーション資材等作成費		
④金利		
⑤保管料		
⑥入出庫料		
⑦加工経費		
⑧運送経費		
⑨水産物の加工のために必要な機器、 資材の購入費		
⑩水産物の集出荷・貯蔵・販売等に必 要な機器、資材の購入費		
⑪その他の経費		

2 経費の状況

区分	助成事業に 要する経費	事業の遂行状況				備考
		〇月〇日までに完了 したもの		〇月〇日までに完了 予定のもの		
		事業費	出来高比率	事業費	出来高比率	
①市場調査・商談等旅費 (①海外市場調査・商談 等外国旅費) ②コンサルティング経費	円	円	%	円	%	

③プロモーション資材等 作成費						
④金利						
⑤保管料						
⑥入出庫料						
⑦加工経費						
⑧運送経費						
⑨水産物の加工のために 必要な機器、資材の購 入費						
⑩水産物の集出荷・貯蔵・ 販売等に必要な機器、 資材の購入費						
⑪その他の経費						
計						

別記様式第7号

令和 年度**プロジェクト実績報告書

年 月 日

国産水産物流通促進センター
(構成員) 公益財団法人 水産物安定供給推進機構
理事長 殿

住 所
プロジェクト実施者名
代表者役職氏名

令和 年 月 日付け 第 号で助成金の交付決定の通知があった令和 年度**プロジェクトについて、下記のとおり実施したので、水産加工・流通構造改善取組支援事業助成要領(平成30年6月5日付け30水漁第111号水産庁長官承認)第9の規定に基づき報告する。

記

1 プロジェクトの目的

--

2 プロジェクトの内容

区分	実施した内容	備考
①市場調査・商談等旅費 (①海外市場調査・商談等外国旅費)		
②コンサルティング経費		
③プロモーション資材等作成費		
④金利		
⑤保管料		
⑥入出庫料		
⑦加工経費		
⑧運送経費		
⑨水産物の加工のために必要な機器、 資材の購入費		
⑩水産物の集出荷・貯蔵・販売等に必 要な機器、資材の購入費		
⑪その他の経費		

3 経費の配分

(注) a 備考欄には、経費区分ごとに消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記載すること。

b 助成対象経費の内訳（積算明細）を備考欄に記載又は別紙で添付すること。

区分	助成事業に 要した経費	負担区分		備考
		助成金	自己負担金	
	円	円	円	
①市場調査・商談等旅費 (①海外市場調査・商談等外国旅費)				
②コンサルティング経費				
③プロモーション資材等作成費				
④金利				
⑤保管料				
⑥入出庫料				
⑦加工経費				
⑧運送経費				
⑨水産物の加工のために必要な機器、 資材の購入費				
⑩水産物の集出荷・貯蔵・販売等に必 要な機器、資材の購入費				
⑪その他の経費				
計				

4 プロジェクト完了年月日

令和	年	月	日
----	---	---	---

5 収支精算

(注) 経費の⑨又は⑩について実績がある場合には、助成要領第9に規定する別記様式第16号財産管理台帳及び第15に規定する別記様式第17号管理運営規定を制定及び整備保管し、写しを添付すること。

(1) 収入の部

区分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減 (△)	備考
	円	円	円	
助成金				
自己負担金				
計				

(2) 支出の部

経費	本年度精算額	本年度予算額	比較増減 (△)	備考
	円	円	円	
①市場調査・商談等旅費 (①海外市場調査・商談等外国旅費)				
②コンサルティング経費				
③プロモーション資材等作成費				
④金利				
⑤保管料				
⑥入出庫料				
⑦加工経費				

⑧運送経費				
⑨水産物の加工のために必要な機器、 資材の購入費				
⑩水産物の集出荷・貯蔵・販売等に必 要な機器、資材の購入費				
⑪その他の経費				
計				

別記様式第8号

令和 年度**プロジェクト助成金精算払請求書

年 月 日

国産水産物流通促進センター
(構成員) 公益財団法人 水産物安定供給推進機構
理事長 殿

住 所
プロジェクト実施者名
代表者役職氏名

令和 年 月 日付け 第 号で助成金の交付決定の通知があった事業について、水産加工・流通構造改善取組支援事業助成要領(平成30年6月5日付け30水漁第111号水産庁長官承認)第9の規定に基づき、下記により金 円を精算払いにより交付されたく請求する。

記

1 支払請求額

(注) a 今回請求額の金額の欄には、前回請求の日から今回請求の日までのそれぞれの経費に係る助成金の合算額を記載すること。

b 今回請求額に係る領収書又はこれに代わるものの写しを添付すること。

c 助成対象経費の内訳（積算明細）を備考欄に記載又は別紙で添付すること。

助成事業に要する経費	助成金 (A)	既受領額		今回請求額		残高 A- (B+C)	プロジェクト完了年月日	備考
		金額 (B)	出来高	金額 (C)	出来高	金額		
①市場調査・商談等旅費 (①海外市場調査・商談等外国旅費) ②コンサルティング経費 ③プロモーション資材等作成費 ④金利 ⑤保管料 ⑥入出庫料 ⑦加工経費 ⑧運送経費 ⑨水産物の加工のために必要な機器、資材の購入費 ⑩水産物の集出荷・貯蔵・販売等に必要な機器、資材の購入費 ⑪その他の経費	円	円	%	円	%	円		
計								

2 振込金融機関名等

金融機関名		支店	
預金種目 (どちらかに○をしてください)	普通・当座	口座番号	
口座名義 (フリガナ)			
口座名義 (漢字)			

別記様式第9号

令和 年度**プロジェクト助成金の消費税仕入控除税額報告書

年 月 日

国産水産物流通促進センター

(構成員) 公益財団法人 水産物安定供給推進機構
理事長 殿

住 所
プロジェクト実施者名
代表者役職氏名

(注) 複数の者が連携してプロジェクトを実施する場合は、協議会名及び代表機関を記載すること

令和 年 月 日付け 第 号で助成金の交付決定の通知があった令和 年度**プロジェクトについて、水産加工・流通構造改善取組支援事業助成要領(平成30年6月5日付け30水漁第111号水産庁長官承認)第9の規定に基づき下記のとおり報告する。

記

注) 金額確認のため、以下の資料を添付すること。なお、プロジェクト実施者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し(税務署の収受印等のあるもの。)
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること。)
- ・プロジェクト実施者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

1 助成要領第10第1項の助成金の額の確定額

金	円
(令和 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)	

2 助成金の確定時に減額した消費税仕入控除税額

金	円
---	---

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額

金	円
---	---

4 助成金返還相当額(3-2)

金	円
---	---

5 当該助成金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、その状況を記載

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該助成金に係る消費税仕入控除税額がない場合は、その理由を記載すること。

(注) 記載内容確認のため、以下の書類を添付すること。なお、プロジェクト実施者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、助成事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの。）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・新たに設立された法人であって、かつ、免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受けるプロジェクト実施者の場合は、助成事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印のあるもの。）
- ・プロジェクト実施者が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等の場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

別記様式第 10 号

令和 年度**プロジェクト成果目標達成状況報告書

年 月 日

(構成員) 公益財団法人 水産物安定供給推進機構
理事長 殿

住 所
プロジェクト実施者名
代表者役職氏名

(注) 複数の者が連携してプロジェクトを実施する場合は、協議会名及び代表機関を記載すること。

水産加工・流通構造改善取組支援事業助成要領（平成 30 年 6 月 5 日付け 30 水漁第 111 号水産庁長官承認）第 11 の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 定量的効果

(注) 各プロジェクト計画書の 4 の事業の目標を上段に () 書きし、その実績を下段に記載すること。

(1) 成果目標等に対する実績

区分	事業実施前	事業実施年度 (目標)	1 年後 (目標)	2 年後 (目標)	3 年後 (目標)
(魚種転換プロジェクト)					
①成果目標		()	()	()	()
・		()	()	()	()
②波及効果		()	()	()	()
・		()	()	()	()
・		()	()	()	()

(連携プロジェクト)					
①成果目標		()	()	()	()
・		()	()	()	()
・		()	()	()	()
②波及効果		()	()	()	()
・		()	()	()	()
・		()	()	()	()
(輸出促進プロジェクト)					
①成果目標		()	()	()	()
・		()	()	()	()
・		()	()	()	()
②波及効果		()	()	()	()
・		()	()	()	()

(2) 実績に対するの評価

(注) 上記実績に対する、プロジェクトの評価を記載すること。実績が目標に達していない場合は、目標の達成に向けた改善策を記載すること。

2 定性的効果

(1) 取組状況及び成果

(2) 商品開発・販売方法等

(3) 連携協議会の体制構築と活動状況

(注) 複数の者で連携協議会を構築した取組の場合に記載。



特許権等出願届出書

年 月 日

国産水産物流通促進センター
(構成員) 公益財団法人 水産物安定供給推進機構
理事長 殿

住 所
プロジェクト実施者名
代表者役職氏名

(注) 複数の者が連携してプロジェクトを実施する場合は、協議会名及び代表機関を記載すること

令和 年 月 日付け 第 号で助成金の交付決定の通知があった令和 年度**
プロジェクトについて、下記のとおり、特許、実用新案、意匠 を出願しますので、水産加工・流通構造改善取組

支援事業助成要領(平成 30 年 6 月 5 日付け 30 水漁第 111 号水産庁長官承認) 第 13 第 1 項の規定により届出します。

記

1 特許

出願番号	出願年月日	発明の名称	特許出願人	発明者

2 実用新案

出願番号	出願年月日	考案の名称	実用新案登録出願人	考案者

3 意匠

出願番号	出願年月日	意匠に係る物品	意匠登録出願人	発明者

特許権等取得届出書

年 月 日

国産水産物流通促進センター

(構成員) 公益財団法人 水産物安定供給推進機構
理事長 殿

住 所
プロジェクト実施者名
代表者役職氏名

(注) 複数の者が連携してプロジェクトを実施する場合は、協議会名及び代表機関を記載すること

令和 年 月 日付けで提出した、特許権等出願届出書記載のもののうち、下記のとおり、

〔特許権
実用新案権
意匠権〕 を取得しましたので、水産加工・流通構造改善取組支援事業助成要領（平成 30 年 6 月 5 日付け 水産第 111 号水産庁長官承認）第 13 第 2 項の規定により届出します。

記

1 特 許

出願番号	出願年月日	発明の名称	特許出願人	発明者

2 実用新案

出願番号	出願年月日	考案の名称	実用新案 登録出願人	考案者

3 意 匠

出願番号	出願年月日	意匠に係る物品	意匠登録出願人	発明者

年 月 日

国産水産物流通促進センター
(構成員) 公益財団法人 水産物安定供給推進機構
理事長 殿

住 所
プロジェクト実施者名
代表者役職氏名

(注) 複数の者が連携してプロジェクトを実施する場合は、協議会名及び代表機関を記載すること

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった**プロジェクトに関して、特許権等を放棄したいので、水産加工・流通構造改善取組支援事業助成要領(平成 30 年 6 月 5 日付け 30 水漁第 111 号水産庁長官承認) 第 13 第 3 項第 1 号の規定に基づき、下記により協議する。

記

1 開発課題

--

2 特許権等の種類及び番号

--

3 出願又は取得年月日

--

4 特許権等の概要

--

5 放棄の理由

--

別記様式第 13-2 号

令和 年度**プロジェクトに係る特許権等の譲渡（又は放棄）報告書

年 月 日

国産水産物流通促進センター

（構成員）公益財団法人 水産物安定供給推進機構
理事長 殿

住 所
プロジェクト実施者名
代表者役職氏名

（注）複数の者が連携してプロジェクトを実施する場合は、協議会名及び代表機関を記載すること

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知があった**プロジェクトに関して、特許権等を譲渡（又は放棄）したので、水産加工・流通構造改善取組支援事業助成要領（平成 30 年 6 月 5 日付け 30 水漁第 111 号水産庁長官承認）第 13 第 3 項第 2 号の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 開発課題

--

2 特許権等の種類及び番号

--

3 出願又は取得年月日

--

4 特許権等の概要

--

5 相手先及び条件（譲渡の場合）
放棄の理由（放棄の場合）

--

年 月 日

(構成員) 公益財団法人 水産物安定供給推進機構
理事長 殿

住 所
プロジェクト実施者名
代表者役職氏名

(注) 複数の者が連携してプロジェクトを実施する場合は、協議会名及び代表機関を記載すること

水産加工・流通構造改善取組支援事業助成要領（平成 30 年 6 月 5 日付け 30 水漁第 111 号水産庁長官承認）第 13 第 4 項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

(注) 特許権等の譲渡又は実施権の設定等に伴い、助成事業に要した経費を超えて、収益が発生した場合は、次の文章を加えること。

あわせて、特許権等の譲渡又は実施権の設定等に伴い、収益納付が生じたので、金 円を納付する。

記

1 収益の内容：〇〇に係る収益（特許権等の譲渡又は実施権の設定等）

(注) 〇〇には、特許権等の譲渡 又は 実施権の設定等 を記載すること。

2 収益の内訳

(注) 算式は、 $E = (A - B) \times (D / C)$ を用いること

報告時の注意：収益が発生しなかった場合は、収益はなかった旨を報告すること。

項目	収入総額 (消費税相当額を除く。) (A)	支出総額 (消費税相当額を除く。) (B)	助成事業に 要した経費 (C)	本事業に係る 助成金 (D)	納付すべき 収益額 (E)
金額	円	円	円	円	円

**プロジェクトにより導入した機器の処分承認申請書

年 月 日

国産水産物流通促進センター
 (構成員) 公益財団法人 水産物安定供給推進機構
 理事長 殿

住 所
 プロジェクト実施者名
 代表者役職氏名

(注) 複数の者が連携してプロジェクトを実施する場合は、協議会名及び代表機関を記載すること。

令和 年度**プロジェクトにより導入した機器について、下記のとおり処分したいので、水産加工・流通構造改善取組支援事業助成要領(平成 30 年 6 月 5 日付け 30 水漁第 111 号水産庁長官承認) 第 14 第 2 項の規定に基づき、下記により承認を申請する。

記

1. 処分の理由

--

2. 処分の方法

(注) 処分方法(目的外使用、譲渡、交換、貸付け又は担保提供)に応じ適宜記載すること。

機器名	処分方法	処分先	処分見積価格	備考
			円	

3. 対象機器

機器名	メーカー名	取得年月日	取得金額		備考
			助成金	自己負担金	
			円	円	(注) 備考欄には、処分制限期間を記載すること。

4. 処分予定年月日

年 月 日

5. その他

<添付資料>

- ・財産処分により収益が見込まれる場合には、収益の内容がわかる資料
- ・処分方法の欄に掲げる「担保」で、補助目的の遂行上必要な融資を受ける場合には、資金の使途、決算の状況、資金繰りの状況、収支計画及び返済計画について確認できる資料
- ・機器の写真(各 1 葉)
- ・機器の設置状況の写真(各 1 葉)
- ・処分評価書

別記様式第 16 号

- (注) a 処分制限年月日には、処分制限の終期を記載すること。
 b 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記載すること。
 c 備考欄には、譲渡先、交換先、貸付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は助成金返還額を記載すること。
 d この様式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

財 産 管 理 台 帳

事業主体名

事業実施年度	令和	年度
--------	----	----

取得財産の内容			負担区分		処分制限期間		処分の状況		備考
財産名	取得年月日	取得金額(円)	助成金(円)	事業主体	耐用年数	処分制限年月日	承認年月日	処分の内容	
合計									

別記様式第 17 号

「管理運営規程例」について

プロジェクトにおいて導入した機器の管理運営規程例を策定しましたので、プロジェクト実施者は、自らが実施したプロジェクトについて管理運営規程策定の参考にご活用ください。

導入した機器の管理運営規程

(目的)

第1条 この規程は、令和 年度プロジェクト（以下「本事業」という。）の実施に際し、水産加工・流通構造改善取組支援事業助成要領第 15 に基づき、＜**プロジェクト実施者名＞（以下「本事業実施者」という。）が導入した機器（以下「導入機器」という。）の適正な管理運営に資する

ことを目的とする。

(導入機器の種類・数量・設置場所)

第2条 導入機器の取得年月日、導入機器の種類、名称及び型式、数量、設置場所は次のとおりとする。

取得年月日	機器の種類	名称及び型式	数量	設置場所	処分制限期間	備考
					年	
					年	
					年	

(導入機器の管理運営方針)

第3条 本事業実施者の代表者(以下「代表者」という。)は、導入機器が常に良好な状態で使用又は保全されるよう必要な措置を講じ、取得した目的にそって最も効率的な運用を図るものとする。

(管理責任者)

第4条 導入機器を管理運営するための責任者(以下「管理責任者」という。)を置くものとし、代表者がその管理責任者を指名するものとする。

(使用者の範囲)

第5条 導入機器を使用することができる者は、本事業実施者の職員及び管理責任者が必要と認めた者とする。

(導入機器の償却)

第6条 導入機器の適正な償却を行い、この蓄積によって導入機器の保全と更新を図るものとする。

(その他)

第7条 代表者は、この規程に定める事項のほか、導入機器の管理運営において必要ある事項は、管理責任者の意見を聞いて別に定めるものとする。

付 則 この規程は令和 年 月 日から施行する。

年 月 日

国産水産物流通促進センター
 (構成員) 公益財団法人 水産物安定供給推進機構
 理事長 殿

住 所
 プロジェクト協議会名
 代表者所属
 役職氏名

令和 年度連携プロジェクト計画を下記のとおり作成したので、水産加工・流通構造改善取組支援事業助成要領（平成 30 年 6 月 5 日付け 30 水漁第 111 号水産庁長官承認）第 2 の規定に基づき、承認を申請する。

記

1 プロジェクトの実施体制等

連携協議会の名称	
連携協議会の代表者	所属： 役職 氏名：
連携協議会の担当者	所属： 役職 氏名： 住所： 電話： F A X： E-m a i l： U R L：
実施体制	(注) 事業実施体制を図示すること。
指導員による現地指導を受けた構成員	(注) 複数の者で実施した場合は、すべて記載。 所属： 役職 氏名： 所属： 役職 氏名： 所属： 役職 氏名：
上記以外の構成員	(注) 複数の者で実施した場合は、すべて記載。 所属： 役職 氏名： 所属： 役職 氏名： 所属： 役職 氏名：
連携協議会の経理体制	・経理責任者 担当者：氏名 所属（部署名等）

2 プロジェクトの内容

(1) 単独では対応が困難な課題等の現況分析

--

(2) プロジェクトの取組概要

--

(3) 国産水産物の内容

対象水産物名	水揚地	生産水域

(4) 連携体制を構築するための具体的な内容

--

(5) 連携する取組の具体的な内容

<p>(注) 学校給食・低利用魚について取組む場合は、学校給食向け加工品の開発又は低・未利用魚への原料転換・有効活用について記載すること。</p>

(6) 助成対象経費別の取組内容

(注) 「買取数量」、「予定単価」、「借入期間」、「保管期間」、「加工仕向量」、「製品出来高」、「運送数量」及び「数量」の欄には、単位を記載すること。

①連携体制を構築するために要する経費

ア必要性

--

イ取組の詳細

取組内容	経費の内容	金額	備考
	(注) 経費の内容の欄には、かかる経費の内訳を記載すること。	千円	(注) 備考欄には、積算の内訳を記載又は別紙で添付すること。(人数、回数、費目別単価等)
計			

②市場調査・商談等旅費

ア必要性

--

イ取組の詳細

実施予定日 ・開催場所	市場調査・商談先 の名称	内容	金額	備考
			千円	(注) 備考欄には、積算の内訳を記載又は別紙で添付すること。(人数、回数、費目別単価等)
計				

③コンサルティング経費

ア必要性

--

イ取組の詳細

依頼予定先の名称	内容	金額	備考
		千円	(注) 備考欄には、積算の内訳を記載又は別紙で添付すること。(人数、回数、費目別単価等)
計			

④プロモーション資材等作成費

ア必要性

--

イ取組の詳細

取組内容・方法	作成資材名・使用場所	金額	備考
		千円	(注) 備考欄には、積算の内訳を記載又は別紙で添付すること。(数量、回数、費目別単価等)
計			

⑤金利

ア必要性

--

イ借入金の金利

買取数量	予定単価	年利	借入期間	金額	備考
		%		千円	
計					

⑥保管料

ア必要性

--

イ保管経費

保管の内容	買取数量	予定単価	保管期間	金額	備考
				千円	
計					

⑦入出庫料

ア必要性

--

イ入出庫経費

入出庫の内容	買取数量	予定単価	金額	備考
			千円	
計				

⑧加工経費

ア必要性

--

イ加工経費

加工の内容	加工仕向量	製品出来高	予定単価	金額	備考
				千円	
計					

⑨運送経費

ア必要性

--

イ運送経費

運送の内容	運送数量	予定単価	金額	備考
			千円	
計				

⑩水産物の加工のために必要な機器、資材の購入費
ア必要性

--

イ機器の詳細

機器名	取組内容	数量	金額	設置場所及び導入する構成員名	設置予定時期	備考
			千円			
計						

ウ資材の詳細

資材名	取組内容	数量	単価	金額	使用場所及び使用する構成員名	設置予定時期	備考
				千円			
計							

⑪水産物の集出荷・貯蔵・販売等に必要な機器、資材の購入費
ア必要性

--

イ機器の詳細

機器名	取組内容	数量	金額	設置場所及び導入する構成員名	設置予定時期	備考
			千円			
計						

ウ資材の詳細

資材名	取組内容	数量	単価	金額	使用場所及び使用する構成員名	設置予定時期	備考
				千円			
計							

⑫その他の経費
ア必要性

--

イ取組の詳細

取組内容	金額	備考
	千円	
計		

3 プロジェクト実施期間

令和	年	月	日	～	令和	年	月	日
----	---	---	---	---	----	---	---	---

4 事業の目標

(注) 目標欄には、以下の例示に従い、測定する項目を記載すること。

①成果 プロジェクト商品の販売高、プロジェクト商品の販売件数等

②波及効果 自社の総売上高、対象水産物の調達数量、対象水産物の調達金額等

目標	事業実施前	事業実施年度	1年後	2年後	3年後
(連携プロジェクト)					
①成果					
・					
・					
②波及効果					
・					
・					

5 経費内訳

(1) 当年度収支予算

①収入

区分	事業費 (A+B)	助成金 (A)	自己負担金 (B)
当年度	千円	千円	千円

②支出

- 注) a 備考欄には、経費区分ごとに消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記載すること。
- b 取組む経費の項目について計画する支出金額を記載すること。
- c 助成対象経費の内訳（積算明細）を作成すること。（別紙可）
- d 「該当なし」の場合は、以下のうち該当するものチェックを入れること
- 免税事業者
 - 簡易課税制度の適用を受ける者
 - 地方公共団体の一般会計
 - 地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人（公共法人、公益法人等）又は人格のない社団・財団であって、当該事業年度における助成金等の特定収入割合が5%超となることが確実に見込まれるもの

経費	事業費 (A+B)	助成金 (A)	自己負担金 (B)	備考
	千円	千円	千円	
①連携体制を構築するために要する経費				
②市場調査・商談等旅費				
③コンサルティング経費				
④プロモーション資材等作成費				
⑤金利				
⑥保管料				
⑦入出庫料				
⑧加工経費				
⑨運送経費				
⑩水産物の加工のために必要な機器、資材の購入費				
⑪水産物の集出荷・貯蔵・販売等に必要な機器、資材の購入費				
⑫その他の経費				
計				

(2) 事業実施年度から5年後までのプロジェクト収支計画

年度	収入 (A)	支出 (B)	収益 (A-B)	備考
事業実施年度(令和 年度)	千円	千円	千円	(注) 備考欄には、収支計画の内訳(積算明細)を記載又は別紙で添付すること。
1年後(令和 年度)				
2年後(令和 年度)				
3年後(令和 年度)				
4年後(令和 年度)				
5年後(令和 年度)				

(添付資料)

- ・組織運営に関する規約、組織規程、経理規定等
- ・事業計画、収支予算書

(2) (6) の⑩又は⑪の経費を申請する場合は、導入する構成員にかかる以下の資料の正本又は写しを提出すること。

- ・経費内訳書(助成対象経費及び収支計画の詳細を示したもの。助成対象経費に係る見積書又はカ

タログの写しを添付すること。)

- 組織概要、パンフレット、最新の事業計画等
- 定款又はこれにかわるもの
- 財務状況がわかる資料（直近3会計年度分の貸借対照表、損益計算書、正味財産増減計算書、収支計算書など）
- 登記簿抄本又はこれにかわるもの

別記様式第 19 号

令和 年度連携プロジェクト計画変更（中止又は廃止）承認申請書

年 月 日

国産水産物流通促進センター

（構成員）公益財団法人 水産物安定供給推進機構
理事長 殿

住 所
プロジェクト協議会名
代表者所属
役職氏名

令和 年 月 日付け 第 号で承認のあった連携プロジェクト計画について、水産加工・流通構造改善取組支援事業助成要領（平成 30 年 6 月 5 日付け 30 水漁第 111 号水産庁長官承認）第 2 の規定に基づき、下記のとおり変更（中止又は廃止）したいので、承認を申請する。

記

1 計画変更の理由、及び変更後の取組み内容について

（注）中止又は廃止の場合は「1 計画変更の理由、及び変更後の取組み内容について」を「1 中止（又は廃止）の理由」と書き換えて記載すること。

2 経費内訳

（注）「2 経費内訳」については、承認を受けた内容と変更後の内容が容易に比較できるよう変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載するものとする。

また、備考欄には、経費区分ごとに消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記載すること。別紙で経費の内訳を添付すること。

プロジェクトの内容別に、助成要領別表に規定する経費のうち交付決定を得た経費の項目についてのみ記載すること。

（1）当年度収支予算

①収入

区分	事業費 (A+B)	助成金 (A)	自己負担金 (B)
当年度	千円 ()	千円 ()	千円 ()

②支出

経費	事業費 (A+B)	助成金 (A)	自己負担金 (B)	備考
①連携体制を構築するために要する経費	千円 ()	千円 ()	千円 ()	
②市場調査・商談等旅費	()	()	()	

③コンサルティング経費	()	()	()	
④プロモーション資材等作成費	()	()	()	
⑤金利	()	()	()	
⑥保管料	()	()	()	
⑦入出庫料	()	()	()	
⑧加工経費	()	()	()	
⑨運送経費	()	()	()	
⑩水産物の加工のために必要な機器、資材の購入費	()	()	()	
⑪水産物の集出荷・貯蔵・販売等に 必要な機器、資材の購入費	()	()	()	
⑫その他の経費	()	()	()	
計	()	()	()	

年 月 日

国産水産物流通促進センター
(構成員) 公益財団法人 水産物安定供給推進機構
理事長 殿

住 所
プロジェクト協議会名
プロジェクト実施者名
代表者・役職氏名

令和 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、水産加工・流通構造改善取組支援事業助成要領(平成 30 年 6 月 5 日付け 30 水漁第 111 号水産庁長官承認)第 3 の規定に基づき、助成金円の交付を申請する。

記

1 プロジェクトの目的

--

2 プロジェクトの内容

区分	実施する内容	備考
①連携体制を構築するために要する経費		
②市場調査・商談等旅費		
③コンサルティング経費		
④プロモーション資材等作成費		
⑤金利		
⑥保管料		
⑦入出庫料		
⑧加工経費		
⑨運送経費		
⑩水産物の加工のために必要な機器、資材の購入費		
⑪水産物の集出荷・貯蔵・販売等に必要な機器、資材の購入費		
⑫その他の経費		

3 経費の配分

区分	助成事業に 要する経費	負担区分		備考
		助成金	自己負担金	
①連携体制を構築するために要する経費 ②市場調査・商談等旅費 (海外市場調査・商談等外国旅費) ③コンサルティング経費 ④プロモーション資材等作成費 ⑤金利 ⑥保管料 ⑦入出庫料 ⑧加工経費 ⑨運送経費 ⑩水産物の加工のために必要な機器、資材の購入費 ⑪水産物の集出荷・貯蔵・販売等に必要な機器、資材の購入費 ⑫その他の経費 計	円	円	円	(注) 備考欄には、経費区分ごとに消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記載すること。また、助成対象経費の内訳(積算明細)を別紙にて作成して添付すること。

4 プロジェクト完了予定年月日

令和 年 月 日

5 収支予算

(1) 収入の部

区分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減 (△)	備考
助成金	円	円	円	
自己負担金				
計				

(2) 支出の部

経費	本年度予算額	前年度予算額	比較増減 (△)	備考
①連携体制を構築するために要する経費 ②市場調査・商談等旅費 ③コンサルティング経費 ④プロモーション資材等作成費 ⑤金利 ⑥保管料 ⑦入出庫料 ⑧加工経費 ⑨運送経費 ⑩水産物の加工のために必要な機器、資材 ⑪水産物の集出荷・貯蔵・販売等に必要な機器、資材	円	円	円	

⑫その他の経費				
計				

別記様式第 21 号

令和 年度連携プロジェクト助成金変更（中止又は廃止）承認申請書

年 月 日

国産水産物流通促進センター

（構成員）公益財団法人 水産物安定供給推進機構
理事長 殿

住 所
プロジェクト協議会名
プロジェクト実施者名
代表者・役職氏名

令和 年 月 日付け 第 号で助成金の交付決定の通知があった令和 年度連携プロジェクトについて、下記のとおり変更（中止又は廃止）したいので、水産加工・流通構造改善取組支援事業助成要領（平成 30 年 6 月 5 日付け 30 水漁第 111 号水産庁長官承認）第 3 の規定に基づき申請する。

記

- (注) 1 記の記載項目は、別記様式第 20 号の記の様式に準ずるものとする。
この場合において、同様式中の「プロジェクトの目的」を「変更（中止又は廃止）の理由」と書き換え、助成金の交付決定により通知されたプロジェクトの内容及び経費の配分と変更（中止又は廃止）後のプロジェクトの内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きにし、変更（中止又は廃止）前を括弧書きで上段に記載すること。
- 2 添付資料については、交付申請書に添付したものに変更がある場合についてのみ添付すること。

計								
---	--	--	--	--	--	--	--	--

2 振込金融機関名等

金融機関名		支店	
預金種目 (どちらかに○をしてください)	普通 ・ 当座	口座番号	
口座名義 (フリガナ)			
口座名義 (漢字)			

別記様式第 23 号

令和 年度連携プロジェクト遂行状況報告書（ 月末分）

年 月 日

国産水産物流通促進センター

（構成員）公益財団法人 水産物安定供給推進機構
理事長 殿

住 所
プロジェクト協議会名
プロジェクト実施者名
代表者・役職氏名

令和 年 月末分連携プロジェクトの遂行状況を、水産加工・流通構造改善取組支援事業助成要領（平成 30 年 6 月 5 日付け 30 水漁第 111 号水産庁長官承認）第 8 の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 プロジェクトの遂行状況

区分	実施した内容	備考
①連携体制を構築するために要する経費		
②市場調査・商談等旅費		
③コンサルティング経費		
④プロモーション資材等作成費		
⑤金利		
⑥保管料		
⑦入出庫料		
⑧加工経費		
⑨運送経費		
⑩水産物の加工のために必要な機器、資材の購入費		
⑪水産物の集出荷・貯蔵・販売等に 必要な機器、資材の購入費		
⑫その他の経費		

2 経費の状況

区分	助成事業に 要する経費	事業の遂行状況				備考
		〇月〇日までに完了 したもの		〇月〇日までに完了 予定のもの		
		事業費	出来高比率	事業費	出来高比率	
①連携体制を構築するた めに要する経費 ②市場調査・商談等旅費 ③コンサルティング経費 ④プロモーション資材等 作成費 ⑤金利 ⑥保管料 ⑦入出庫料 ⑧加工経費 ⑨運送経費 ⑩水産物の加工のために 必要な機器、資材の購 入費 ⑪水産物の集出荷・貯蔵・ 販売等に必要な機器、 資材の購入費 ⑫その他の経費	円	円	%	円	%	
計						

年 月 日

国産水産物流通促進センター
(構成員) 公益財団法人 水産物安定供給推進機構
理事長 殿

住 所
プロジェクト協議会名
プロジェクト実施者名
代表者・役職氏名

令和 年 月 日付け 第 号で助成金の交付決定の通知があった令和 年度連携プロジェクトについて、下記のとおり実施したので、水産加工・流通構造改善取組支援事業助成要領（平成 30 年 6 月 5 日付け 30 水漁第 111 号水産庁長官承認）第 9 の規定に基づき報告する。

記

1 プロジェクトの目的

--

2 プロジェクトの内容

区分	実施した内容	備考
①連携体制を構築するために要する経費		
②市場調査・商談等旅費		
③コンサルティング経費		
④プロモーション資材等作成費		
⑤金利		
⑥保管料		
⑦入出庫料		
⑧加工経費		
⑨運送経費		
⑩水産物の加工のために必要な機器、資材の購入費		
⑪水産物の集出荷・貯蔵・販売等に 必要な機器、資材の購入費		
⑫その他の経費		

3 経費の配分

区分	助成事業に 要した経費	負担区分		備考
		助成金	自己負担金	
①連携体制を構築するために要する経費 ②市場調査・商談等旅費 ③コンサルティング経費 ④プロモーション資材等作成費 ⑤金利 ⑥保管料 ⑦入出庫料 ⑧加工経費 ⑨運送経費 ⑩水産物の加工のために必要な機器、資材の購入費 ⑪水産物の集出荷・貯蔵・販売等に 必要な機器、資材の購入費 ⑫その他の経費 計	円	円	円	(注) 備考欄には、経費区分ごとに消費税仕入控除税額を減額した場合は「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記載すること。また、助成対象経費の内訳(積算明細)を別紙にて作成して添付すること。

4 プロジェクト完了年月日

令和 年 月 日

5 収支精算

(注) 経費の⑨又は⑩について実績がある場合には、助成要領第9に規定する別記様式第16号財産管理台帳及び第15に規定する別記様式第17号管理運営規定を制定及び整備保管し、写しを添付すること。

(1) 収入の部

区分	本年度精算額	本年度予算額	比較増減 (△)	備考
助成金	円	円	円	
自己負担金				
計				

(2) 支出の部

経費	本年度精算額	本年度予算額	比較増減 (△)	備考
①連携体制を構築するために要する経費 ②市場調査・商談等旅費 (海外市場調査・商談等外国旅費) ③コンサルティング経費 ④プロモーション資材等作成費 ⑤金利 ⑥保管料 ⑦入出庫料 ⑧加工経費 ⑨運送経費 ⑩水産物の加工のために必要な機器、資材の購入費 ⑪水産物の集出荷・貯蔵・販売等に 必要な機器、資材の購入費 ⑫その他の経費	円	円	円	
計				

2 振込金融機関名等

金融機関名		支店	
預金種目 (どちらかに○をしてください)	普通・当座	口座番号	
口座名義 (フリガナ)			
口座名義 (漢字)			

〇〇年度〇〇プロジェクト助成金遅延届出書

番 号
年 月 日

国産水産物流通促進センター
(構成員) 公益財団法人 水産物安定供給推進機構
理事長 殿

所在地
団体名
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号 (及び〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇〇号一〇変更通知) で助成金の交付決定 (及びその変更) の通知があった事業について、下記の理由により (予定の期間内に完了しない/遂行が困難となった) ため、水産加工・流通構造改善取組支援事業助成要領 (平成 30 年 6 月 5 日付け 30 水漁第 111 号水産庁長官承認) 第 8 第 2 項の規定に基づき届け出ます。(なお、下記の事業完了予定年月日まで完了時期を延期したいので承認されたい。(注 2))

記

1 助成事業が (予定の期間内に完了しない/遂行が困難となった) 理由

2 助成事業の遂行状況

区 分	総事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		〇年〇月〇日までに 完了したもの		〇年〇月〇日以降に 実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

(注 1) 括弧内は、該当するものを記載すること。

(注 2) 括弧内は、完了予定の期間を変更したい場合のみ記載すること。

(注 3) 補助事業の遂行状況は、届出時点において確認されている直近の遂行状況を記載することとし、「〇年〇月〇日以降に実施するもの」欄は、完了時期の延期を求める場合のみ記載すること。